

フランスにおける情報社会指令の国内法化について—下院通過後の動向

2006年3月21日に下院で可決された情報社会における著作権および関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する2001年5月22日指令（以下「情報社会指令」という）を国内法化する「情報社会における著作権および著作隣接権に関する法案」は、翌日から上院の審議に付され、2006年5月10日、上院において修正案がまとめられた。その上で、下院と上院の同数の議員により構成される両院同数委員会に付託された。両院同数委員会で作成された案は、2006年6月30日、両院で採択された。ただし、2006年7月7日、社会党議員を中心とする下院議員らが、憲法評議会に対し、この法案の合憲性に疑義を申し立て、同月27日、憲法評議会は、法案の一部の条文が憲法違反であると判断した。2006年8月3日、本法（情報社会における著作権および著作隣接権に関する2006年8月1日法2006-961号）は、憲法評議会でも憲法違反であると判断された部分を除き、公布された（JO2006年8月3日178号）。

両院で可決された法案（596号）は、5編（52条）で構成されている。第1編の「情報社会指令を国内法化する規定」は、第1章「著作権および著作隣接権の例外」（第1条から第6条）、第2章「著作隣接権の保護期間」（第7条、第8条）、第3章「私的複製委員会」（第9条、第10条）、第4章「技術的保護・情報手段」（第11条から第30条）の各章によって構成される。両院を通過した法案では、技術的保護・情報手段の章が、大幅に変更・追加されているので、この点を中心に説明する。なお、下院で通過した法案については、コピーライト2006年5月号26頁を参照していただきたい。

## 第1 技術的手段

現行の知的財産法典第1部（著作権法）第3編第3章第1節は一般規則を定めるが、これを第1款とし、新たに第2款「技術的保護・情報手段」が設けられ（法案12条）、その中に、331-5条ないし331-22条が新設される。

### 1 技術的手段の保護と互換性の確保（法案13条、14条）

新設される知的財産法典331-5条1項は、効果的な技術的手段が保護される旨を規定する。技術的手段とは、その通常的作用の範囲で、許諾されていない使用を防ぎまたは制限する機能を達成できるすべての技術、装置、部品をいい、その使用が、アクセスコード、保護の目的物の暗号化、混信もしくはその他のあらゆる変換のような保護方法またはこの保護の目的を達成するコピーコントロール機能の適用によって、権利者によってコントロールされる場合に、効果的とみなされる（331-5条2項）。したがって、コピーコントロールのみならず、アクセスコントロールも対象とされる。

#### (1) 互換性に関する情報開示（法案13条4項）

技術的手段は、互換性の効果的な実行を妨げる効果を持つものであってはならない（331-5条4項）。「技術的手段の提供者は、331-6条と331-7条に定義される条件において互換性に不可欠な情報へのアクセスを提供する」（331-5条4項）。これが、音楽のフォーマ

ットを競業者に開示させることを定めたとされる（コピライト 2006 年 7 月号 25 頁参照）、問題の規定である。

この規定は、消費者の利益と著作権保護の調和を図るものであり、互換性に関する情報の開示は、技術的手段に法的効果を認めたことに対する代償であると考えられている。互換性に不可欠な情報とは、「保護される著作物または目的物について元来定められた使用条件の尊重のため、技術的手段によって保護された著作物または目的物および挿入された電磁的形式の情報に、技術的装置がアクセスできるため、必要な技術説明書およびプログラミングのインターフェースをいう。」と定義されている（331-7 条 2 項）。しかし、互換性に関する定義はなく、互換性の解釈如何によって実務上の運用に幅が生じることが予想される。

## (2) 開示の手続き（法案 14 条、17 条）

法案は、互換性に不可欠な情報へのアクセスを保障するための手続きも明確にしている。この部分が下院通過後に大幅に追加された箇所である。331-17 条ないし 331-21 条は、独立の行政機関として技術的手段規制局を設けることおよびその任務や構成員について規定している。当局は、互換性の不能などによって、技術的手段が著作物等の使用に対する制限をもたらすことのないよう監視する（331-6 条）。

互換性に不可欠な情報へのアクセスを拒絶された場合には、「ソフトウェアの編集者、技術的システムの製造者およびサービスの利用者はすべて、技術的手段規制局に、当事者の権利の尊重において存在するシステムとサービスの互換性を保証すること、およびこの互換性に不可欠な情報を技術的手段に対する権利の保持者から得ることを求めることができる」（331-7 条 1 項）。当局は、互換性に関し当事者間で合意した場合はこれを受け入れることができ、合意がない場合は、まず、利害関係人に当局の見解を示した後、申立てを拒絶するか、互換性に不可欠な情報に対するアクセスを認める命令を発する（331-7 条 4 項）。合意や命令の不遵守の場合には、当局は制裁金を課すことができ、その制裁金の最高額は、およそ 1 事業年度の税抜き世界的総売上高の 5% か 1,500,000 ユーロになる（331-7 条 5 項）。したがって、フランス企業にはあまり影響はなさそうであるが、iPod や iTunes Music Store を展開するアップル・コンピュータ社などに対しては、そのスキームの根本的変更を迫ることになりかねない。当局の決定に対しては、パリ控訴院への不服申立てができる（331-7 条 6 項）。また、当局の長は、技術的手段の分野における支配的地位の濫用および自由競争阻害行為を競争委員会に提訴することもできる（331-7 条 8 項）。

下院通過時の法案では、大審裁判所の長に対して急速審理によって互換性に関する情報へのアクセスを求めることができると規定されていたが、独立行政機関を設け、その実効性を高めることとしたわけである。しかし、互換性の確保を著作権法で規律すること自体に疑問を感じる。

## 2 技術的手段の保護と私的複製の実効性の確保（法案 16 条）

技術的手段は、私的複製の例外の享受を妨げるものであってはならず（331-8 条）、その監視の任務も上記の技術的手段規制局が負う（331-17 条 1 項）。

技術的手段を導入する者は、技術的手段によってコピー数を制限することが可能であるが、私的複製の例外の享受を奪うことがないよう有益な措置を採用しなければならない（331-9 条）。ただし、著作物等が当事者間で合意された契約による措置に従って、各自が選択した場所および時間にアクセス可能な方法によって公衆に提供されている場合には、そのような措置をとらなくてもよい（331-10 条）。たとえば、コピーコントロール CD（CCCD）の販売は、私的複製の例外の享受を奪うことになるので何らかの措置を導入しなければならないが、CCCD の購入者に対し、私的複製のためにオンラインで音楽がダウンロードできる手段を与えているような場合には、CCCD には特別の措置を施さなくてもよいということになる。さらに、技術的保護手段が私的複製の例外の享受に制限をもたらす場合には、使用者がそれを知り得るようにしなければならない（331-12 条）。いずれも、著作権法に消費者保護の観点を取り入れた規定である。

技術的保護手段が私的複製の例外の享受にもたらす紛争に関しては、個人の消費者でも、技術的手段規制局に申立てをすることができる（331-14 条）。そこで、2ヶ月以内に調停が成立しなかったときは、当局は、例外を効果的に享受できるよう保障する手段を定めた命令を下す。この命令に対して、当事者は、パリ控訴院に不服申し立てをすることができる（331-15 条）。

## 第2 憲法評議会の判断

フランスにおいては、法律の憲法適合性は憲法評議会が判断する。同評議会は、本法案の条文のうち、21 条ないし 24 条に関して憲法違反であると判断した。

法案 21 条は、ファイル交換ソフトを、情を知ってかつその形式の如何を問わず、作成し、公衆の用に供し、公衆に伝達する行為に対し、3年の自由刑と 300,000 ユーロの罰金を科すことを定める。その上で、同条 4 項は、共同作業、研究、著作権の対価を生じないファイルまたは目的物の交換を目的とするソフトウェアには適用されないと定めていた。しかし、憲法評議会は、「共同作業」の概念が、違反行為を画するために限定的でない等の理由により、4 項を憲法違反と判断したため、4 項は公布されなかった。

法案 22 条と 23 条は、技術的保護手段および技術的情報手段の回避行為に対して、3,750 ユーロの罰金を科すこと、これらの手段を侵害するための装置等の手段を提供する行為に対しては、6ヶ月の自由刑および 30,000 ユーロの罰金を科すことを定める。その上で、互換性または情報セキュリティ等の目的で実行される行為には適用されないとの適用除外を定めていた。しかし、憲法評議会は、当該規定の「互換性」は、それが技術的手段の回避行為に対する適用除外の範囲を画するものである場合には、詳細な定義を設けるべきであるとし、この適用除外の規定を憲法違反と判断したため、適用除外の規定中、「互換性」の

文字を削除した上で公布された。

法案 24 条は、P2P によるファイル交換を利用した著作物等の私的なダウンロードおよび商業目的のないアップロードが違警罪に該当すると定める。前者には 38 ユーロ、後者には 150 ユーロの罰金を科すことが予定されているが、同条は、本節の規定の適用はないと定めているので、知的財産権侵害行為は構成しない。しかし、P2P によるファイル交換によるダウンロードおよびアップロードであろうと、他の公衆送信サービスを利用したダウンロードおよびアップロードであろうと、著作権および著作隣接権の侵害には変わりはない。そこで、憲法評議会は、法案が両者を区別し、前者を違警罪、後者を知的財産権侵害罪に位置付けることは、法の下での平等に反するとし、当該規定を憲法違反と判断した。したがって、24 条全体が公布されなかった。

以上